四　当該食品が法第十条の二第一項に該当すると判断した理由
五　当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
六　当該食品の回収に着手した年月日
七　当該食品の回収の方法
八　当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無

2　食品関連事業者等は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3　第一項の規定による届出をした食品関連事業者等は、食品の回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（都道府県知事等の行う指示の内容等の報告）

第六条　令第六条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

［一～五　略］

［2～8　略］

9　令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第七号に掲げる事務に係るものは、次に掲げる事項について行うものとする。

一　食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
二　食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所
三　当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するために必要な事項
四　当該食品が法第十条の二第一項に該当すると判断した理由
五　当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
六　当該食品の回収に着手した年月日
七　当該食品の回収の方法
八　当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無
九　前条第二項の規定による届出を受けた場合にはその旨
十　前条第三項の規定による届出を受けた場合にはその旨
十一　法第八条第一項の規定による報告を求めた場合にはその旨及びその報告の内容
十二　その他参考となるべき事項

第七条　［略］

（都道府県知事等の行う指示の内容等の報告）

第四条　食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（以下「令」という。）第六条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

［一～五　同上］

［2～8　同上］

［項を加える。］

第五条　［同上］